

卷 末 資 料

【資料 1】

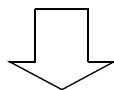
いじめの定義

(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

【これまでの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。



【新定義】(平成18年度間の調査より)

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

【島根県版:いじめ問題への学校の取組についてのチェックポイント】

(平成18年10月19日 文科初第711号 文部科学省初等中等教育局長通知参照)

		1 全くあてはまらない	2 少しあてはまる	3 概ねあてはまる	4 全くあてはまる	評 価
指導体制及び組織	1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。				1・2・3・4
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				1・2・3・4
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。				1・2・3・4
	4	いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。				1・2・3・4
	5	いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。				1・2・3・4
	6	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				1・2・3・4
	7	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				1・2・3・4
	8	児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				1・2・3・4
	9	いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。				1・2・3・4
	10	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。				1・2・3・4
	11	いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				1・2・3・4
	12	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				1・2・3・4
教育相談	13	校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。				1・2・3・4
	14	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				1・2・3・4
	15	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				1・2・3・4
教育活動	16	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				1・2・3・4
	17	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				1・2・3・4
	18	道徳や学級(ホームルーム)活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				1・2・3・4
	19	学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				1・2・3・4

【資料 2】

いじめの問題への取組の徹底について

(平成18年10月19日 文科初第711号 文部科学省初等中等教育局長通知)

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。

これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

については、各学校及び教育委員会におかれては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

- (3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要であること。

(5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

2 いじめを許さない学校づくりについて

(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。

(2) いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

(3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

別 添

「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校・教育委員会においては、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。

※ 平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査以降、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としている。

〈チェックポイント〉

I 学 校

(指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

(教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

(早期発見・早期対応)

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。
- (17) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。

- (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携)

- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。
- (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (26) PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

II 教育委員会

(学校の取組の支援等・点検)

- (1) 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。
- (2) 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めているか。
- (3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- (4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
- (5) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。
- (6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
- (7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じることとしているか。
- (8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているか。

(教員研修)

- (9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか
- (10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っているか。
- (11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配付しているか。

(組織体制・教育相談)

- (12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものと

するため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能しているか。

- (13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知徹底が図られているか。
- (14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- (15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。

(家庭・地域との連携)

- (16) 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- (17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- (18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っているか。

【資料3】

「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 結果について

(平成22年9月14日 初児生第25号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)

標記の調査については、毎年度御協力を頂いているところですが、この度、暴力行為、いじめ、出席停止、高等学校の不登校、中途退学、自殺及び教育相談の各状況について、平成21年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおり送付させていただきます。

平成21年度の調査結果では、暴力行為の発生件数が約6万1千件と、前年度（約6万件）より約1千件増加したことや、いじめの認知件数が約7万3千件と前年度（約8万5千件）より約1万2千件減少しているが依然として相当数に上ることなど、生徒指導上憂慮すべき状況が見られます。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等（指定都市教育委員会を含む）に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、調査結果等を連絡するとともに、生徒指導の一層の充実を図るよう対応をお願いいたします。

記

2 いじめの問題への対応について

(1) いじめの問題への取組の徹底について

いじめの問題への取組の基本として、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とするいじめの定義と、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うことが原則であることの二点を再度徹底する必要があること。

また、いじめの問題への対応は、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知）や「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）の考え方にに基づき、学校においていじめを把握した場合には、学校のみで解決することに固執することなく、速やかに保護者及び教育委員会に報告し適切な連携を図ること。

さらに、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底するとともに、いじめる児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導が必要であること。

(2) いじめの実態把握の取組について

今回の調査結果からは、いじめを認知した学校と認知していない学校との間で、依然としていじめの実態把握のための取組に差が見られることや、アンケート調査の実施について、平成18年度との比較で5.6ポイント減少しているなどの状況が見られる。こうした中でいじめの認知件数が減少し、また、いじめを認知していない学校数が増加していることを思慮すると、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念される。

いじめの問題への取組の基本である早期発見・早期対応の前提条件となるいじめの実態把握については、各学校は、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るもので

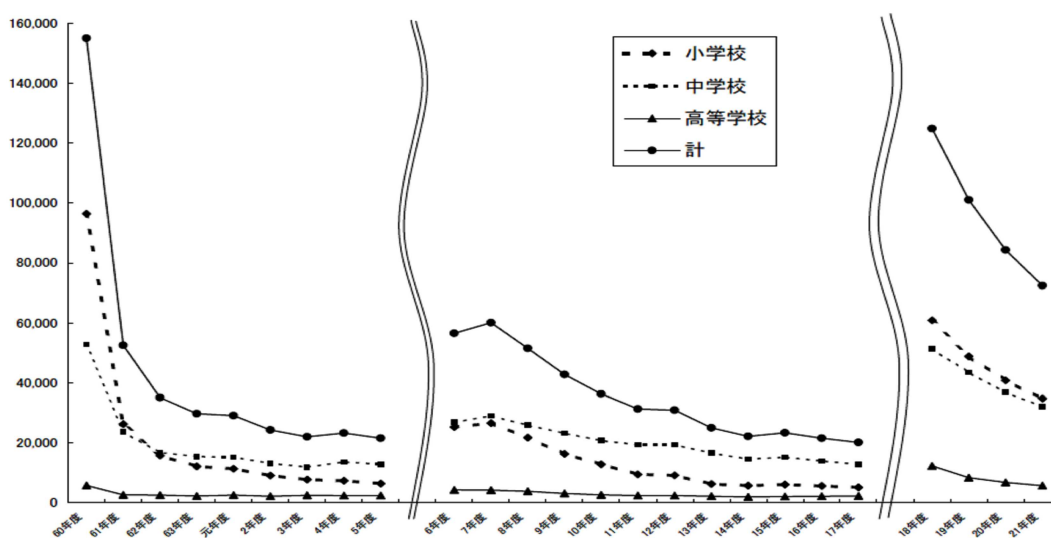
あることを、再度、認識し、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要がある。その手法として、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用」など、更に必要な取組を推進すること。

また、各教育委員会は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めること。

生徒指導上の諸問題の現状

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

(参考5)いじめの認知(発生)件数の推移



	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	96,457	26,306	15,727	12,122	11,350	9,035	7,718	7,300	6,390
中学校	52,891	23,690	16,796	15,452	15,215	13,121	11,922	13,632	12,817
高等学校	5,718	2,614	2,544	2,212	2,523	2,152	2,422	2,326	2,391
計	155,066	52,610	35,067	29,786	29,088	24,308	22,062	23,258	21,598

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
小学校	25,295	26,614	21,733	16,294	12,858	9,462	9,114	6,206	5,659
中学校	26,828	29,069	25,862	23,234	20,801	19,383	19,371	16,635	14,562
高等学校	4,253	4,184	3,771	3,103	2,576	2,391	2,327	2,119	1,906
特殊教育諸学校	225	229	178	159	161	123	106	77	78
計	56,601	60,096	51,544	42,790	36,396	31,359	30,918	25,037	22,205

	15年度	16年度	17年度
小学校	6,051	5,551	5,087
中学校	15,159	13,915	12,794
高等学校	2,070	2,121	2,191
特殊教育諸学校	71	84	71
計	23,351	21,671	20,143

	18年度	19年度	20年度	21年度
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	384	341	309	259
計	124,898	101,097	84,648	72,778

(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国・私立学校も調査。

(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法を改めている。

(注3) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

【資料4】

標記の件については、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け文科初第711号文部科学省初等中等教育局長通知）において、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援等について、所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対する指導をお願いしているところです。

また、『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け初児生第25号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）において、近年のいじめの認知件数の推移等を見ると、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念されることから、各学校は、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要があります、その手法として、「アンケート調査」を実施した上で、更に必要な取組を推進すること、また、各教育委員会は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めることをお願いしたところです。

しかしながら、先般新聞等で報道されたとおり、6月には川崎市の中学校において、10月には群馬県の小学校において、児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、その後、当該児童生徒がいずれもいじめにあっていた事実が確認されました。

つきましては、改めて、これらの通知の内容を所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対して周知徹底し、平成18年10月19日付け初等中等教育局長通知の別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考にしながら、いま一度総点検を実施するようお願いいたします。なお、平成18年度以降の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としていることに御留意ください。

その上で、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応し、また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会が家庭・地域と連携して適切に対処するようお願いいたします。

さらに、24時間いじめ相談ダイヤル等、いつでも子どもたちがいじめ等の悩みを相談することができる様々なチャンネルについても、改めて児童生徒に対する周知を徹底するようお願いいたします。

【資料5】

「いじめの問題への取組状況に関する緊急調査」結果について
(平成23年1月20日 初児生第50号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)

標記の調査について、このたび、調査結果を別添のとおり取りまとめましたので、送付します。

いじめの問題については、「いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について」（平成22年11月9日付け22文科初第1173号文部科学大臣政務官通知）、『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け22初児生第25号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号文部科学省初等中等教育局長通知）等において、その実態把握や取組の徹底をお願いしてきたところですが、別添調査結果のと

おり、定期的な点検の実施やアンケート調査の実施などについて、一層の取組が求められる状況が見られました。

については、各学校や教育委員会において、下記の事項に御留意の上、いじめの問題への取組の更なる徹底を図るようお願いします。

なお、標記調査は、教育委員会及び公立諸学校を対象として行ったものですが、いじめの問題への取組の徹底は私立学校や国立学校においても当然求められるものであり、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対して、この趣旨について周知徹底を図るようお願いします。

記

1. 学校の取組について

- (1) 各学校は、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の充実を図る必要がある。
- (2) 点検は基本的に全教職員で行い、点検結果やこれに基づく課題について全教職員で共有する必要がある。
- (3) 各学校は、定期的に児童生徒から直接状況を聞く手法として、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、個別面談、個人ノートや生活ノートの活用など、更に必要な取組を推進する必要がある。
- (4) 各学校は、いじめの問題に関する校内研修等を通じて、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる必要がある。

2. 教育委員会の取組について

- (1) 各教育委員会は、管下の学校に対して、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた点検項目に基づく定期的な点検を求め、取組の充実を促す必要がある。(2) 各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の確実な実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努める必要がある。
- (3) 各教育委員会は、いじめの問題への自らの取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目を作成し、定期的に点検を行う必要がある。
- (4) 各教育委員会は、管下の学校等に対し、いじめの問題に関する指導の方針を明らかにし、積極的な指導を行う必要がある。
- (5) 各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの問題の状況について、実態の的確な把握に努め、各学校のニーズに応じて、適切な支援を行う必要がある。
- (6) 各市区町村教育委員会は、出席停止の手続きに関する教育委員会規則を定める必要がある。
- (7) 各市区町村教育委員会は、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認められるようにする必要がある。
- (8) 各教育委員会は、関連の通知などの資料の活用や、その趣旨の周知・徹底について、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行う必要がある。
- (9) 各教育委員会は、いじめの問題について、研修の実施や教師用手引書等の作成により、教職員一人一人や学校の取組の充実を促す必要がある。
- (10) 各教育委員会は、いじめの問題に関して、学校のみならず、保護者からの相談も直接受け止められるよう教育相談体制を整えるとともに、相談窓口について広く周知徹底を図る必要がある。また、教育相談の内容に応じ、学校と協力した継続的な事後指導や医療機関など専門機関との連携が求められる。
- (11) 各教育委員会は、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る必要がある。

【資料 6】

いじめによる精神的な苦痛の継続による心因反応も災害共済給付の対象

(平成15年6月20日 日体健安業第445号 日本体育・学校健康センター理事長通知)

「災害共済給付の基準について」(昭和61年6月17日付け日体健安業第340号)の一部改正について

(平成15年6月20日 日体健安業第445号 日本体育・学校健康センター理事長通知)

児童生徒の疾病でその原因である行為が学校の管理下においてなされたものの災害共済給付については、標記基準により取り扱ってきたところではありますが、近年、学校の管理下において、事件・事故やいじめ等により、精神的な疾患に罹患する児童生徒等が増加しているため、このたび、同通知の一部を下記のとおり改正しましたので、今後の給付審査事務に遺漏のないようお取り計らいください。

記

災害共済給付の基準について(昭和61年6月17日付け日体健安業第340号)の一部を次のように改正する。

- 1 (略)
- 2 災害共済給付の基準「負傷・疾病の範囲」の施行規則第5条第7号規定関係の「外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの」中、「心身に対する負担の累積に起因する疾病」の説明欄の「四」の(3)の次に次の(4)を加える。

(4) 精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したと認められる心因反応などの疾患(注33-2)(注33-3)

- 3 (略)
- 4 災害共済給付の基準の(注)中、(注33)の次に次の(注33-2)及び(注33-3)を加える。

(注33-2)

ここにいう「精神的な負担が継続的に加わった」とは、精神的な苦痛をもたらすような行為が継続的に行われた場合をいう。

例えば、いわゆる「いじめ」の類で、一定の者から特定の者に対し、集中的、継続的に苦痛を与える行為が行われた場合がこれに該当する。この場合、精神障害の発症には個人の素質の影響も強いことから、一般の児童生徒が心因反応などの疾患に至る程度のものについて給付の対象とする。

なお、「いじめ」とは具体的には、「仲間はずれ」、「無視」、「悪口」、「ひやかし・からかい」、「持ち物隠し」、「殴る」、「蹴る」等をいう。

(注33-3)

教師の正当な教育活動における指示・注意などは前記33-2でいう「精神的な負担が継続的に加わった」には含まない。

- 5 この改正は、平成13年4月1日以降に発生した災害に適用する。

※ 平成15年10月に基準に関する規定が変更され、以後、附則されるが、「いじめ」に関する基準・対象の内容は変更なし。

【資料7】

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）

（平成25年1月24日 文科初第1074号 文部科学省初等中等教育局長通知）

いじめ事案に関する学校と警察との連携については、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」（平成24年11月2日付け文部科学省大臣官房子ども安全対策支援室長・初等中等教育局長通知）において、学校から警察へ適切に相談・通報し、警察と連携した対応を図ること等を求めているところです。

本日、警察庁において、各都道府県警察の長等に対し、別添のとおり、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（以下「別添通知」という。）が発出され、警察としても、いじめ事案への必要な対応を的確に行うため、これまで以上に学校との連携を強化しなければならないことなどが示されました。

別添通知においては、警察における、いじめ問題への対応に関する基本的な考え方が示されているほか、いじめ事案の早期把握について、「学校等との連携強化による早期把握」のため、積極的に進めるべき取組が具体的に示されています。ここに示された事項については、学校及び教育委員会等としても、主体的に警察と連携・協力し、取組を進めていただくべきものであると考えます。

また、別添通知においては、把握したいじめ事案について、警察として適確な対応を行うための配慮すべき点が具体的に示されていますが、学校及び教育委員会等が、警察における対応の考え方を理解し、いじめ事案に関して、警察に対し適切に連携を求めていくことは、重要なことです。

ついでには、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員平等に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、下記の事項に留意の上、別添通知について周知を図り、学校と警察の連携の一層の強化を図られるよう、御指導をお願いします。

記

1 警察との連携強化によるいじめ事案の早期把握（別添通知2（3）関連）

（1）警察との情報共有態勢の構築

いじめ事案のうち、その児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合の警察への早期の相談や、特にいじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされている場合の速やかな警察への通報に当たっては、学校や教育委員会と警察が日頃から緊密に情報共有できる態勢の構築が重要であることから、次の取組を積極的に進めること。

①連絡窓口の指定

警察との間で連絡窓口となる担当教職員を指定しておくこと。

②学校警察連絡協議会等の活用

警察への相談や通報を確実にを行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も積極的に相談することをあらかじめ申し入れておくなど、警察と連携した早期の対応が可能となるよう相談等の促進を図ること。

また、学校警察連絡協議会等の場において、学校におけるいじめ問題に関する学校・教育委員会と警察との連携について具体的に協議を行うなど、学校警察連絡協議会等の活性化を図ること。

③警察との協定等の活用

学校・教育委員会と警察との相互連絡の枠組みに係る協定等において、連絡対象事案として犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案を盛り込むことにより、連絡が一層円滑に行われるよう当該協定等について必要な見直し等を行うこと。

(2) スクールサポーター制度の受入れ等

学校においては、警察署等に配置されているスクールサポーターによる学校訪問や校内巡回を求めるなど、積極的な受入れを図ること。

また、教育委員会等においても、退職警察官等を活用した取組を進めるとともに、スクールサポーター制度に類似した制度（生徒指導推進協力員など）を運用している場合には、その従事者と警察署等との情報交換を行うための連絡協議会の開催等を通じて確実に警察との連携を図るよう努めること。

2 警察と連携したいじめ事案への適確な対応（別添通知4関連）

(1) 児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案への対応

児童生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、直ちに警察に通報するとともに、学校においては、警察との連携の下、いじめられている児童生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、事案の更なる深刻化の防止を図ること。

(2) いじめられている児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応

警察においては、(1)の重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めたときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、その場合は、警察と緊密に連携しつつ、その捜査・調査活動に協力すること。

(3) その他のいじめ事案への対応

警察においては、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされていたり、そのおそれが高いとは言えない事案であって、当該児童生徒及びその保護者とともに警察で犯罪行為として取り扱うことを求めない事案を把握した場合には、当該児童生徒又はその保護者の同意を得て、学校や教育委員会に連絡することとしている。こうした事案については、必要に応じて、警察に対し、加害児童生徒への注意・説諭、加害児童生徒に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等の協力を求めるとともに、対応状況や事案の経過について連絡するなど引き続き連携すること。

(4) いじめを受けた児童生徒に対する支援

いじめを受けた児童生徒の心のケアのため、特に必要と認められる場合には、学校に配置されているスクールカウンセラー等とスクールサポーター等が連携することにより、より効果的な心のケアが行われるよう努めること。

【資料8】

早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）

（平成25年5月16日 25文科初第246号 文部科学省初等中等教育局長通知）

標記の件については、平成24年11月2日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であることを周知いたしました。

いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要ですが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれます。このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

このため、別紙1のとおり、どのような行為が犯罪行為に該当するかについての理解が促されるよう、学校において生じる可能性がある犯罪行為等について、いじめの態様別に、取りまとめました。

については、下記の事項に留意の上、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、本通知及び別紙1について周知を図り、早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について、学校現場の適切な理解が促されるよう御指導をお願いします。

また、平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（平成25年5月16日付初等中等教育局児童生徒課長通知において依頼）より、当該調査におけるいじめの定義において、いじめの中には早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれること等を明記しました。別紙2として添付した、平成24年度からの当該調査のいじめの定義について併せて確認の上、この趣旨が当該調査の担当教職員のみならず、広く周知されるよう御指導をお願いします。

なお、本通知の内容については、警察庁生活安全局と調整済みであることを申し添えます。

記

1 いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要であるが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。

このため、このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であること。

2 個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童生徒の状況等によって、的確に判断することが必要であり、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておくことが必要であること。

このため、各学校や教育委員会等においては、別紙1も参考に、指導資料の作成や研修

の充実等を図ることが必要であること。

- 3 上記1の判断に迷う場合も含め、積極的に警察に相談できるよう、学校及び教育委員会等においては、学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要であること。

以上

(別紙1)

学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

1. 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- ① 学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。
- ② いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

2. 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

以下の「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記1. の考え方に基づいて判断することが必要である。

いじめの態様(※)	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208号)	第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘置若しくは科料に処する。 事例：同級生の腹を繰り返し殴ったりけったりする。
	傷害 (刑法第204条)	第 204 条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘置若しくは科料に処する。 事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
		第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第223条)	2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。
	強制わいせつ (刑法第176条)	第 176 条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第249条)	第 249 条 人を恐喝して財物を公布させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第235条)	第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：教科書等を盗む。
	器物破損等 (刑法第261条)	第 261 条 前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物損壊及び同致死傷)のほか、他人のものを損壊し、又は傷害したものは、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例：自転車を故意に破損させる。
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫 (刑法第222条)	第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例：学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)	第 230 条 公然と事実を指摘し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を指摘することによってした場合でなければ、罰しない。 第 231 条 事実を指摘しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘置又は科料に処する。

		<p>事例：校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、等と悪口を書く。</p>
<p>パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。</p>	<p>脅迫 (刑法第222条)</p>	<p>第 222 条 生命，身体，自由，名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は，2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命，身体，自由，名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も，前項と同様とする。</p> <p>事例：学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。</p>
	<p>名誉毀損，侮辱 (刑法第230条，231条)</p>	<p>第 230 条 公然と事実を指摘し，人の名誉を毀損した者は，その事実の有無にかかわらず，3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は，虚偽の事実を指摘することによってした場合でなければ，罰しない。</p> <p>第 231 条 事実を指摘しなくても，公然と人を侮辱した者は，拘置又は科料に処する。</p> <p>事例：特定の人物を誹謗中傷するため，インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、等と悪口を書く。</p>
<p>パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。</p>	<p>児童ポルノ提供等 (児童売春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律第7条)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し，又は公然と陳列した者は，5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。(略)</p> <p>5 前項に掲げる行為の目的で，児童ポルノを製造し，所持し，運搬し，本邦に輸入し，又は本邦から輸出した者も，同項と同様とする。(略)</p> <p>6 (略)</p> <p>事例：携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り，インターネット上のサイトに掲載する。</p>

(※)いじめの態様：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」

以上

【資料 9】

いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について（通知） （平成26年3月16日 25初児生第53号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

文部科学省においては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、「いじめ防止のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を策定し、「いじめ防止基本方針の策定について」（平成25年10月11日付け文科初第814号文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知）において周知したところです。

基本方針においては、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、警察や児童相談所等の関係機関との連携を求めています。

この基本方針を踏まえた関係機関との連携について、警察庁及び厚生労働省から所管の期間に対し、学校や教育委員会等（以下「学校等」という。）と連携する上での留意事項等が示されており、学校等が警察や児童相談所と連携を進めていく上で、これらの期間の留意事項等を理解しておくことは重要です。

ついでには、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所管の私立学校に対し、国立大学法人にあっては設置する附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村にあっては認可した学校に対し、下記の事項に留意の上、別途通達・つうちについて周知を図り、学校等と警察及び児童相談所の連携が一層強化されるよう、御指導をお願いします。

記

- 1 「いじめ防止基本方針の策定について」（平成25年10月11日付け警察庁丁少発第145号警察庁生活安全局少年課長通達）
 - (1) 学校におけるいじめの問題に的確に対応するために、各都道府県警察に対して、スクールサポーターの効果的な活用に努めるよう求められたこと。また、スクールサポーターが学校等と連携するにあたり、効果的と考えられるスクールサポーターの活動が示されたこと。

（効果的と考えられる活動）

 - 学校が加害少年に指導する際の助言
 - いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等
 - 加害少年への注意・説諭
 - (2) 法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校組織」という。）について、学校からの求めがあれば、スクールサポーターを参加させるなど、学校におけるいじめの防止等の対策に協力するよう求められたこと。一方、重大事態においては、警察による捜査等も並行して実施される可能性もあることから、捜査等を行う警察署等に所属するスクールサポーターが参加することを求められた場合には、警察の捜査等が調査組織の調査に影響を与えるなどの誤解を生まないよう、関係者の合意が十分に得られていることが必要であると示されたこと。
 - (3) 学校におけるいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置において、スクールサポーターに(1)に示す活動をさせるなどして、学校を支援するよう求められたこと。

2 「『いじめ防止対策推進法』の施行及び『いじめ防止基本方針』の策定に伴う児童相談所と学校等の連携について」（平成26年2月7日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

- (1) 「児童相談所がいじめ相談に対応するにあたっての留意点等」においていじめの相談の種類，受付経路，援助の種類が示されていること。
- (2) 児童相談所におけるいじめ相談対応として，次の留意点が示されていること。
 - 児童本人や保護者への援助を行うとともに，いじめの原因，態様，程度等の状況に応じて，学校と十分な連携を図ること。
 - 学校におけるいじめの問題については，一義的には教育現場における指導により解決されるべきものであるが，いじめの問題の背景に，児童の非行や家庭の抱える困難など様々な要因も考えられることから，児童相談所としても，その機能に基づき，必要な場合には，学校からの相談に適切に協力していくことが求められること。
 - 学校から相談を受けた場合は，児童相談所，学校それぞれの機能に基づき役割分担を協議し，連携して対応すること。また，学校が，保護者や児童に対し，児童相談所への相談を進める場合は，相談者が児童相談所の機能や行っている援助などについて理解の上相談に臨めるよう，児童相談所は学校に対して，学校から相談者への説明を依頼する必要があること。

島根県いじめ防止基本方針
～しまねの子どもの絆づくりをめざして～

平成26年 4月30日

島 根 県

目次

はじめに	83
第1章 いじめの問題に対する県の基本的な考え方	83
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	83
2 いじめの定義	83
3 いじめの防止等に対する基本的な考え方	84
(1) いじめの防止	84
(2) いじめの早期発見	84
(3) いじめへの対処	84
(4) 地域や家庭との連携	85
(5) 関係機関との連携	85
4 いじめの問題に対する役割	85
(1) 島根県	85
(2) 市町村	85
(3) 学校	85
(4) 保護者	86
(5) 児童生徒	86
(6) 地域	86
第2章 県が実施する取組・対応	86
1 いじめの防止等のための組織の設置	86
(1) 関係機関と連携を図る組織の設置	86
(2) 教育委員会の附属機関の設置	87
2 子どもを見守る環境を整える	87
(1) 通報及び相談体制の整備	87
(2) 関係機関、地域、家庭、民間団体との連携強化及び民間団体への支援	87
(3) 教職員等の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等	87
(4) 学校相互間の連携	87
(5) 保護者に対する支援	87
(6) 学校と地域・家庭との連携協働体制の構築	87
(7) いじめの実態の周知	88
3 いじめを未然に防ぐ	88
(1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成	88
(2) 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援	88
(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	88
(4) いじめの防止等のための施策の検証、及び成果の普及	88
(5) 学校におけるいじめの防止等への取組の点検	88
4 いじめに対処する	89
(1) いじめに対する措置	89
(2) 重大事態への対応	89
①重大事態の定義	89
②重大事態の報告	89
③調査主体の決定	89
④事実関係を明確にする調査の実施	90

⑤児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供	90
⑥再発防止の措置	90
⑦調査報告を受けた知事による再調査及び措置	91
第3章 学校が実施する取組・対応	91
1 学校いじめ防止基本方針の策定	91
2 いじめ防止等の対策のための組織の設置	92
3 いじめ防止等に関する措置	92
(1) いじめの防止	92
①いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組	92
②いじめの防止のための取組	92
(2) 早期発見	93
①いじめの積極的な認知と情報の共有	93
②いじめの早期発見のための措置	93
(3) いじめに対する措置	93
①いじめに対する組織的な対応及び指導	93
②いじめの発見・通報を受けたときの対応	93
③いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援	93
④いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言	94
⑤いじめが起きた集団への働きかけ	94
⑥ネット上のいじめへの対応	94
(4) その他の留意事項	94
①組織的な体制整備	94
②校内研修の充実	94
③学校相互間の連携体制の整備	94
④地域や家庭との連携及び保護者への支援	94
⑤学校評価・教職員評価	95
4 重大事態への対応	95
(1) 重大事態の報告	95
(2) 重大事態の調査組織の設置	95
(3) 事実関係を明確にする調査の実施	95
①いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合	95
②いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合	95
(4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供	96
(5) 調査結果の報告	96
第4章 市町村及び市町村教育委員会との連携	96
1 地方いじめ防止基本方針（市町村版）の策定	96
2 専門的な知識を有する者の確保等	96
3 教職員への研修の実施	96

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる。」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る。」ということも忘れてはならない。

そのような認識を踏まえて、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に取り組むに当たっては、学校、保護者、地域が互いに手を結びながら、児童生徒一人一人の自尊感情や人権感覚を培い、いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない気持ちを育てていくことが大切である。また、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは卑怯な行為である。」「いじめは絶対に許されない。」という意識を持ち、いじめに直面した場合でも、強い気持ちを持って、周囲の人に相談したり、いじめをやめさせようとしたりする力を持つ児童生徒を育てていくことが必要である。このような取り組みは、思いやりの心、慈しみの心を育てていくことにつながるだけでなく、地域社会のつながりやあたたかみを感じ、家族や地域を愛し、ふるさと島根を大切にしたいという気持ちの醸成にもつながっていくことが期待される。

島根県は、県が行ういじめの防止等のための対策を、市町村、学校、家庭、地域、その他の関係者との連携の下、総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき「島根県いじめ防止基本方針～しまねの子どもの絆づくりをめざして～（以下「県の基本方針」という。）」を策定することとした。この基本方針は、国が示した基本方針を踏まえ、島根県としていじめ防止に対する考えを示したものである。また、この基本方針は、策定後の状況の変化に応じて、適宜、見直しを行う。

第1章 いじめの問題に対する県の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないことを旨として行わなければならない。そのためには、児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、取り組みが行わなければならない。また、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が理解できるようにしなければならない。さらには、いじめを受けた児童生徒が、安心して相談できる体制を整備したり、学校内外の相談窓口の周知・広報に努めたりしなければならない。

加えて、県が行ういじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市町村、学校、地域住民、家庭、その他の関係者間の連携を図り、いじめの問題を克服することをめざして行わなければならない。

2 いじめの定義

法では、いじめを次のように定義している。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象として、いじめの未然防止の取り組みを行っていくことが重要である。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行うことによって、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくことが必要である。

このため、学校においては、教育活動全体を通じて人権意識を高め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない。」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。また、いじめには様々な要因があり、その中の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取り組みを行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要である。加えて、全ての児童生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自尊感情を持つことができ充実感が感じられる学校生活づくりをしていかなければならない。

また、家庭においては、就学前の段階を含めて、あたたかな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、自尊感情や人権感覚を培っていくことが必要である。

さらに、大人社会における体罰や虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題は、いじめを生み出す一つの要因という受けとめが必要である。他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人のふるまいが、子どもに影響を与えるという指摘があることを自覚する必要がある。大人自身が、襟を正し、子どもの手本となるよう人権意識を高めていく努力をしていくことの必要性を普及啓発していく必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や教職員をはじめとする大人は、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めていかなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から的確に関わりを持ち、児童生徒の訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくこと、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していくことが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。また、地域や家庭においても、子どもの様子を見守り、ささいな変化も見逃さず、いじめが疑われるときは、学校等にすみやかに相談・通報することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、また、疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受け

た児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や学校の設置者への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていかなければならない。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく必要がある。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が重要である。

さらには、学校の設置者や学校は、いじめの事実関係の把握をすみやかに行い、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けて対策を講じていくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。そのためには、PTA、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティー・スクール）や学校支援地域本部を活用したりするなど、体制を整備していく必要がある。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働して取り組む体制を整備していくことが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や学校の設置者においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の連絡会議の開催などにより、情報共有体制の構築を図らなければならない。

たとえば、教育相談を実施するにあたっては、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関と連携して取り組むことも重要である。

4 いじめの問題に対する役割

(1) 島根県

島根県は、法が示す基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国や市町村と連携しつつ、島根県の状況に応じた施策を策定し、実施する。また、県立学校の設置者として、いじめの問題に対して、学校への適切な指導・支援に取り組む。

(2) 市町村

市町村は、法が示す基本理念にのっとり、県と協力しつつ、当該地域の状況に応じて、啓発や関係機関との連携などの施策を策定し、実施する。また、市町村立学校の設置者として、いじめの問題に対して、学校への適切な指導・支援に取り組む。

(3) 学校

学校は、法が示す基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、警察等関係機関との連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組む。また、学校全体で人権教育や道徳教育、ふるさと教育などを通して豊かな心の育成を図り、授業や学校行事を通して、児童生徒が「自己有用感」が感じられる活動を展開していく中で、児童生徒一人ひとりの人権感覚を養うとともに共同社会の一員であるという社会の形成者としての資質を育成する。

当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

(4) 保護者

保護者は、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図るなど家庭での教育を通して、その保護する子どもがいじめを行うことがないように、いじめを傍観することのないよう、人権感覚を持った子どもを育てていく。また、保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護するとともに、すみやかに学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。いじめを受けている子どもを周りで見たり、いじめを受けている事実を聞いたりした場合にも、すみやかに関係機関に相談するなど、必要な措置をとる。

保護者は、国、県、市町村、学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(5) 児童生徒

児童生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努める。また、いじめを受けた場合、いじめを認識した場合は、担任や保護者や相談窓口（たとえば「いじめ相談テレフォン」「いじめ110番」等）などに相談する。

(6) 地域

地域は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。声かけや地域行事への子どもへの積極的参加を促すことを通して、自尊感情や人権感覚を育むとともに、あたたかいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2章 県が実施する取組・対応

1 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 関係機関と連携を図る組織の設置

県は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図り、いじめの問題に対する課題等を共有し、対応についての効果的な手段を総合的に検討するため、学校、教育委員会、私立学校主管部局、福祉部局、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」（仮称）を置く。

(2) 教育委員会の附属機関の設置

県は、法第14条第3項の規定に基づき、公立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により教育委員会に附属機関を設置する。

また、県立学校で発生した法第28条に規定する重大事態に係る調査を、学校の設置者として県教育委員会が行う場合、この附属機関を調査を行う組織とする。

2 子どもを見守る環境を整える

(1) 通報及び相談体制の整備

県は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるために、電話やメール等、多様な通報及び相談窓口（たとえば「いじめ相談テレフォン」「いじめ110番」等）を確保し、その連絡体制を整備するとともに、学校や市町村と円滑に連携を図りながら窓口等の周知を徹底する。警察や児童相談所等は、いじめが疑われる通報や相談があった場合は、適切に指導・助言を行うとともに、すみやかに学校等に連絡し、連携して対処する。

また、相談ができてにくい児童生徒のいじめに関する訴えを受け付けるための窓口についても、学校や市町村と連携を図りながら整備を検討する。

(2) 関係機関、地域、家庭、民間団体との連携強化及び民間団体への支援

県は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携によって適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携を強化するとともに、地域で子どもの悩みや相談を受けとめる場がつけられていることなどについても周知を図る。電話相談などを実施する民間団体に対し、いじめに関する相談については、必要に応じて関係機関に繋ぐよう働きかけるとともに、支援等を行う。

(3) 教職員等の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実や「いじめ問題対応の手引き」等の活用を通して教職員等の資質能力の向上を図る。また、心理や福祉の専門家などの外部専門家を確保するため、関係諸団体に協力を働きかける。

(4) 学校相互間の連携

県は、いじめの問題が複数の学校にまたがる場合、また、校種が異なる場合、学校がいじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導・助言できるようにするため、学校相互間や教育委員会間の連携の促進を図られるよう働きかける。

(5) 保護者に対する支援

県は、保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、「いじめをしない。いじめをさせない。いじめを許さない。」といった子どもの人権感覚を養うための指導等が適切に行えるよう支援する。また、いじめから徹底して子どもを守ることができるよう、保護者を対象とした学習機会の提供などの啓発活動を行ったり相談窓口を設けたりするなど、家庭への支援を行う。

(6) 学校と地域・家庭との連携協働体制の構築

県は、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、(主任)児童委員、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校運営協議会(コミュニティー・スクール)や学校支援地域本部など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する取り組みを支援する。

(7) いじめの実態の周知

県は、県内の学校におけるいじめ事案の状況の把握に努め、認知件数等の必要な事項について公表する。

3 いじめを未然に防ぐ

(1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成

いじめを未然に防ぐためには、児童生徒に、集団における関わりの中で自尊感情や人権感覚を高め、思いやりの気持ちなどの豊かな心を育んでいくことが大切である。

このためには、学校では教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育、ふるさと教育などの充実を図って行くとともに、積極的な生徒指導を推進していくことが必要である。

県は、人権教育や道徳教育に関する教職員の指導力の向上のための施策を推進し、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取り組みを支援する。また、学校教育活動における集団宿泊体験、ボランティア活動等やキャリア教育を視野に入れた体験活動の推進を支援する。さらには、生徒指導や教育相談を推進するための体制を整備する。

(2) 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援

県は、学校の児童会・生徒会等における、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や相談箱を置くなどして子ども同士の悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動の促進を図る学校の取り組みを支援する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するなど、早期発見のための取り組みの体制を整備する。また、インターネットにおける情報の高度な流通性、発信者の匿名性等の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、いじめ防止のための取り組みを進める。また、児童生徒、保護者等に対して講演・研修会等を実施したりリーフレット等の配布をしたりするなどして周知・啓発を行う。

(4) いじめの防止等のための施策の検証及び成果の普及

県は、公立学校に対しては、いじめの防止及び早期発見のために行われる以下の施策の実施状況について検証するとともに、その成果を普及する。また、私立学校に対しては、以下の施策が行われるよう、働きかける。

- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- ・その他いじめの防止等のために必要な事項

(5) 学校におけるいじめの防止等への取組の点検

県は、教職員向けの指導資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取り組みの充実を図るとともに、学校におけるいじめの実態把握等の取り組み状況を点検するよう働きかける。

また、県教育委員会は、学校評価において、県立学校がその目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握が促進され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価することができるよう、また、評価結果を踏まえてその改善に取り組むことができるよう、必要な指導・助言を行う。

教職員評価においても、管理職がいじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、教職員

の日頃からの児童生徒の理解，未然防止や早期発見の取り組み，いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応，組織的な取り組み等を評価することができるよう，実施要項の策定や評価記録書の作成を行うとともに，各学校における教職員評価への必要な指導や助言を行う。

さらに，県教育委員会は，教職員が子どもと向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう学校運営改善の支援に努める。

4 いじめに対処する

県立学校及び私立学校で発生したいじめについては，以下のとおり対処する。

なお，市町村立学校におけるいじめへの対処については，市町村において適切に方針が策定されるよう支援する。（ここでいう「学校の設置者」とは，県教育委員会又は学校法人を指す。）

(1) いじめに対する措置

学校の設置者は，学校から法第23条第2項の規定によるいじめに係る報告を受けた場合には，学校に対し必要な支援を行い，もしくは必要な措置をとることを指示し，又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。なお，必要に応じて，「子どもの自立支援と安全な環境確保に向けた連携に関する覚書（平成21年7月21日）」を踏まえ，関係機関と連携を図るものとする。

(2) 重大事態への対応

学校において重大事態が発生した場合，県は以下により，適切に対応する。

① 重大事態の定義

学校の設置者及び学校は，次の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は，法第28条第1項に規定する「重大事態」としてすみやかに対処する。なお，事実関係が明確にされていない段階であっても，その疑いがある場合は，「重大事態」として対処する必要がある。

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については，年間30日を目安とするが，児童生徒が一定期間，連続して欠席するような場合は目安にかかわらず，適切に判断する。
- 児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるものとする。

② 重大事態の報告

学校の設置者は，学校が①で定義された重大事態にあたりと判断し，報告を行った場合，すみやかに知事に報告する。

③ 調査主体の決定

学校の設置者は，学校から重大事態の報告を受けた場合には，その状況を踏まえ，調査主体を学校とするのか，学校の設置者とするのかをすみやかに判断する。なお，県立学校における調査主体決定の考え方は，次のとおりとする。

【県立学校における調査主体決定の考え方】

- ① 重大事態が発生した場合の調査主体は、②に掲げる場合を除き、原則として学校とする。ただし、県教育委員会は、学校における調査組織に指導主事を参画させるほか、必要に応じて専門家を派遣するなど、積極的に関与する。
- ② 以下に掲げる場合は、原則として調査主体を教育委員会とする。
 - 重大事態が自死事案の場合
 - 学校の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合

④ 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態が発生した場合、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り明確にする必要がある。

- 教育委員会が調査主体を学校とした場合は、県立学校においては、学校に設置している「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、当該重大事態の状況に応じて専門家を加えてすみやかに調査を実施する。また、教育委員会は、学校に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じて、専門的知識及び経験を有した第三者を派遣する。
- 教育委員会が主体となって調査を行うと判断した場合は、附属機関において調査をすみやかに実施する。この附属機関の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有する者を充てる。当該事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者（第三者）から選任し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

この調査結果については、いずれの場合も教育委員会を通じて知事に報告する。

なお、事実関係を明確にする調査に当たっては、次の点に留意する。

【調査にあたっての留意点】

- ①調査の方法が適切であるか。
 - ・調査の公平性や中立性の確保（調査組織への第三者の参画など）
 - ・客観的な事実関係の調査 など
- ②調査内容及び事案への対処が適切であるか。
 - ・可能な限り網羅的に事実関係を明確にする
 - ・いじめを止めさせ、再発防止への対応を行う など
- ③関係する児童生徒及びその保護者に対し、調査方法や調査結果についての情報提供が、適切になされているか。

私立学校においては、県は、事実関係を明らかにする調査が学校又は学校の設置者によってすみやかに行われ、知事に報告がなされるよう助言する。

⑤ 児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供

学校の設置者及び学校は、当該事案に関係する児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかなど）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

⑥ 再発防止の措置

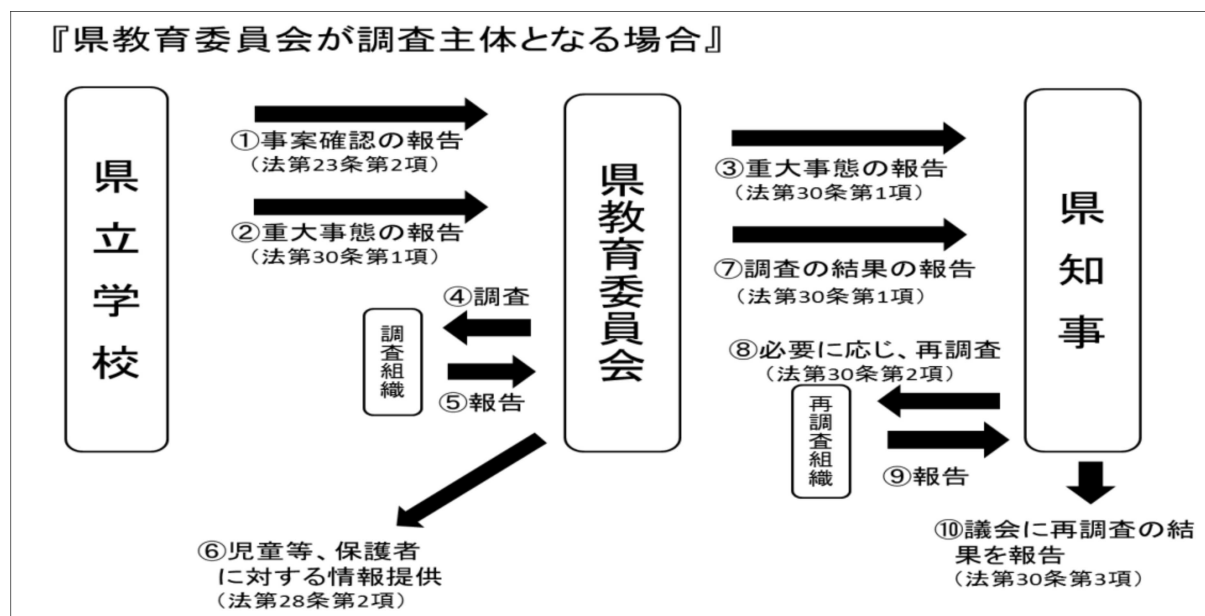
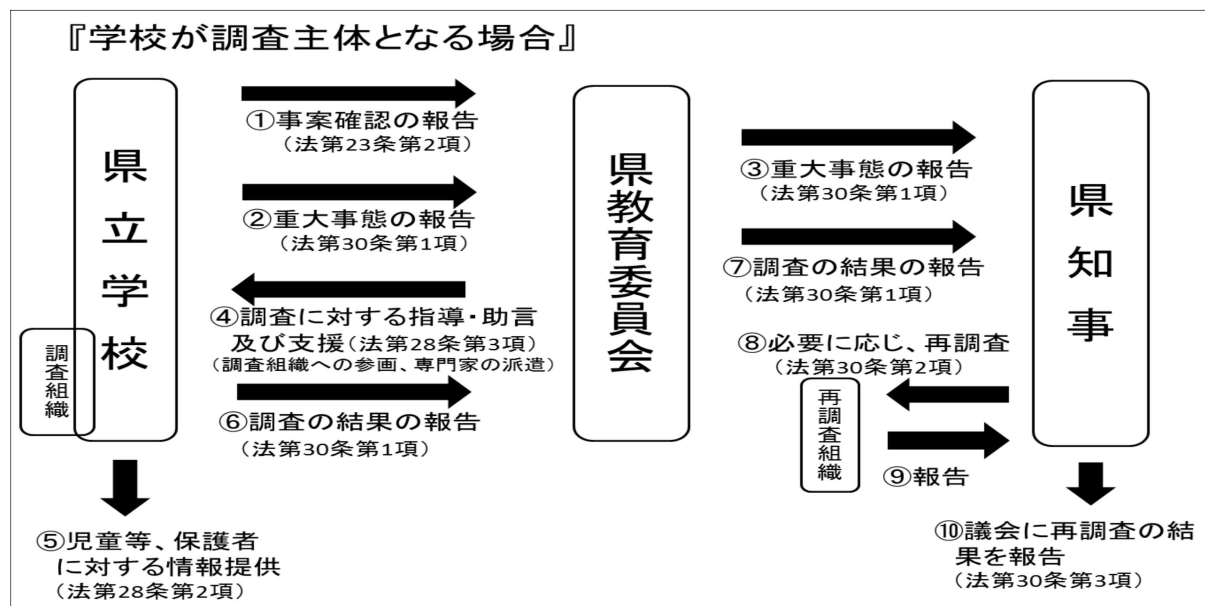
教育委員会は、上記調査の結果を踏まえ、いじめの再発防止に向けて、いじめの起こった学校への指導・助言を含め、適切な措置を講ずる。

⑦ 調査報告を受けた知事による再調査及び措置

知事は、報告を受けた後、必要があると認めるときは、再調査（法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査）を行う。県立学校における事案に係る再調査結果については、議会に報告する。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処や新たな重大事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

【参考】 県立学校におけるいじめの重大事態の流れ



第3章 学校が実施する取組・対応

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、県の基本方針、各市町村で策定された基本方針を参考にして、それぞれの地域性や校区の実情を踏まえ、学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

策定にあたっては、教職員だけでなく保護者や地域の方にも参画を求め、また、児童生徒の意見を取り入れるなどして組織的に取り組むことが望ましい。さらに、策定の過程において、策定作業を子ども理解のための校内研修の一環としても位置づけ教職員の資質能力の向上を図るとともに、P D C Aサイクルを学校基本方針に盛り込み、より実効性の高い方針とする。さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織（「いじめ防止対策委員会」〈仮称〉）を設置する。必要に応じて、心理や福祉の専門家、（主任）児童委員、医師、警察経験者などの外部専門家を加えて構成される組織とする。

学校が組織を設置するにあたっては、当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とすることが必要である。

3 いじめ防止等に関する措置

（1）いじめの防止

① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが必要である。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

また、学校は、こうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にP D C Aサイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

② いじめの防止のための取組

学校は、いじめの防止のために以下の点に留意して取り組むこととする。

- 保幼小中高の連携を密にし、就学前の段階を含めて、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒にも、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に受けとめ、立場の違いを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりや一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレス等に適切に対処できる力を育む。
- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。

また、児童生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。

- 人権集会を開催するなどして、児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。
- 所轄警察署と連携し、少年補導職員や少年警察ボランティア等によるいじめ防止を主眼とした非行防止に向けた取り組みを推進する。

(2) 早期発見

① いじめの積極的な認知と情報の共有

学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、「いじめ問題対応の手引き」等を活用した研修を行うとともに、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃からコミュニケーションづくりに努めたり投書箱等を活用したりするなどして児童生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口整備したり、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

① いじめに対する組織的な対応及び指導

学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず校内のいじめに対応する組織にすみやかに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、いじめを行った児童生徒・いじめを受けた児童生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

学校は、いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、できるだけすみやかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、（主任）児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力も得ながら継続的な支援を行う。

④ いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

学校は、いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮する。また、当該児童生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう適切な教育的配慮を行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

学校は、すべての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

⑥ ネット上のいじめへの対応

学校は、ネット上の不適切な書き込み等については、学校ネットパトロール等を活用して早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

(4) その他の留意事項

① 組織的な体制整備

学校は、いじめへの対応については、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。

② 校内研修の充実

学校は、すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、「いじめ問題対応の手引き」等を活用して少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③ 学校相互間の連携体制の整備

学校は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

④ 地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校は、学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校とP

TA, (主任) 児童委員, 放課後児童クラブ, スポーツ少年団などや地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり学校運営協議会 (コミュニティー・スクール) や学校支援地域本部を活用したりするなどして, 地域や家庭と連携した対策を推進する。

⑤ 学校評価・教職員評価

学校は, 学校評価において, その目的を踏まえ, いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく, 問題を隠さず, その実態把握が促進され, 児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て, 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価することができるようにする。また, 評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教職員評価においても, 管理職は, いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく, 教職員の日頃からの児童生徒の理解, 未然防止や早期発見の取り組み, いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応, 組織的な取り組み等を評価することができるよう, 実施要項の策定や評価記録書の作成を行う。

4 重大事態への対応 <P8~9 4(2)「重大事態への対応」を合わせて参照されたい>

(1) 重大事態の報告

学校は, 重大事態が発生した場合は, その旨をすみやかに学校の設置者に報告する。

(2) 重大事態の調査組織の設置

重大事態の調査を学校が主体となっていく場合は, 学校の設置者と連携を図り, 学校に設置されているいじめ防止等の対策のための組織を母体とした調査組織をすみやかに設置する。なお, 組織の構成については, 専門的知識及び経験を有し, 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより, 当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(3) 事実関係を明確にする調査の実施

学校は, 重大事態の調査に当たっては, 重大事態に至る要因となったいじめの行為が, いつ, 誰から行われ, どのような態様であったか, いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか, 学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を, 可能な限り明確にする。なお, 警察においても捜査 (調査) が行われる場合は, 相互の緊密な連携に努めるとともに, 児童生徒等から聴き取りを行うに当たっては, その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

学校は, 調査においていじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合は, その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行う。その際, 質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに, いじめた児童生徒への指導をすみやかに行い, いじめをやめさせる。いじめを受けた児童生徒に対しては, 事情や心情を聴取し, 状況に合わせた継続的なケアを行い, 落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

学校は, 児童生徒の入院や死亡など, いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合, その児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き, 当該保護者と今後の調査について協議し, 調査に着手する。

<いじめを受けた児童生徒が自死した場合の対応の留意点>

学校は, 児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査については, 当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から, 以下の点に留意して自死の背景調査を実施する。この調査においては, 亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ, 遺族の気持ちに十分配慮し

ながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

- 遺族の要望・意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考にする。

(4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

(5) 調査結果の報告

調査の結果については、県立学校については、教育委員会を通じて知事に、私立学校については、学校の設置者を通じて知事に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

第4章 市町村及び市町村教育委員会との連携

1 地方いじめ防止基本方針（市町村版）の策定

市町村は、県と同様、「地方いじめ防止基本方針」を策定するよう努めることとされている。その策定に当たっては、県は、必要な助言や情報提供等、市町村に対して積極的な支援を行う。

2 専門的な知識を有する者の確保等

市町村教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、附属機関を置くことができるとされているが、市町村によっては設置が困難な場合が予想される。県は、職能団体や大学等の協力が得られる体制を平素から整え、これらの市町村に対して必要な支援を行う。

3 教職員への研修の実施

県は、小中学校教職員及び市町村教育委員会を対象とした研修会を実施し、いじめの問題に対する対応や未然防止の取り組みについて共通理解を図るとともに、資質能力の向上を図る。

いじめをなくすために

僕の学校では毎年一学期と二学期に生徒会の主催する人権集会を行っています。僕はその企画を担当する委員会で副委員長をしています。

残念なことですが、僕の学校では、表には出ないものいじめが起こっています。

「いじめは絶対に許すことができない行為だ」「起こしてはいけません」という願いから、人権集会の題材は何にしようかと悩んでいましたが、いじめの問題について取り上げることになったのです。そして先生の提案もあり、生徒会全体で意見交換会をする事になり、僕は進行係をつとめました。

意見交換の内容を決めていく途中で

「いじめられる側にも問題がある」

という意見が出ました。しかし、このことはいじめられる側も悪い所があるということなのです。そもそもいじめというのはいじめをする人がいるから起こるのであって、いじめられる人に問題はないのです。僕は人権集会の進行役として、この意見をどのように全面否定するのかを考えました。そこで、いじめられる側を当てるために

「どうしていじめをする人は人をいじめたがるのか」という問いをしました。

「いじめをする人は自分が人をいじめているところを周りの人達に見せることで、自分の地位を高めているのではないか」

「自分に何か弱いものがあつてそれを克服するために人をいじめる」などの意見が出ました。人をいじめる人はいじめという行為が悪いことだとは十分知っていると思います。しかし、自分の都合で人の心を簡単に傷つけてしまうのです。これはとても自己中心的な考えだと思います。

僕は小学校低学年の頃、軽い気持ちで言った言葉で人を傷つけてしまったことがあります。後から先生に

「言った本人は軽い気持ちで言ったかもしれないけど、言われた人が嫌だと感じてしまったら悪口と同じなんだよ」と言われました。

このことは、いじめについても同じように言えると思います。からかい気分が悪口を言ったとしても、言われた側がひどく傷ついてしまったらそれは「いじめ」と見なされるのです。『いじめはこういう軽い気持ちで始ま

ることも多いのだ』ということもつけ加えて会を続けました。

すると、パネラーであった執行部の人たちも、それまでの経験を顧みるようになりまし。全校の皆が聞いているということで、自分のこれまでの経験を発表することは勇気のいることでした。自分がいじめられたこと自分は直接いじめなくても巻きこまれたくないという思いから、見て見ぬ振りをしてしまったことがあつたなどと話してくれました。

いじめは決して遠くて人ごとの問題ではなく、誰にも起こりうる問題であつて他人事ではないということであらためて実感させられました。

僕がこの意見交換会で一番全校の皆さんに伝えたかったことは「いじめは周りの人たちによつて大きくなったり小さくなったりすることです。周りの人がいじめの現場を、面白そうに見たり、自分にかかわりのないこととして知らない顔をしていたのではいじめはエスカレートするだけなのです。反対に、周りの人はいじめは絶対に起こしてはならない、許せない行為だという思いが少しでもあれば「いじめ」は何らかの方法で改善されていくと考えられるのです。ですから、いじめをなくす一番の方法は周りの人のいじめに対する意識を高めるところにあるのだと思います。

僕や執行部の人たちも一言、勇気を持って「止める」と伝えたり、大人に相談することで解決したこともあります。

そして、いじめる側が一番悪いが、いじめられる側も問題があるという意見が間違っているということをみんなきちんと意識することが必要です。なぜなら、それはいじめという行為を少しでも認めるといことになるからです。

最後に本題の

「どうしたらいじめがなくなるか」という議題を出しました。これはとても難しい問題でした。結局、いじめる人を悪く言ったりするより周りの人の「いじめ」を絶対に許さないという気持ちがとても重要なわけです。そうすればいじめはなくなるとい結論が出たのです。

そして、僕たち生徒会はいじめをなくすために

「いじめをしない」「許さない」「見逃さない」というスローガンを提案し、全会一致で承認されました。

僕自身も学芸副委員長としていじめを許さない学校づくりをしていこうと思います。

(平成十五年度 中学生人権作文コンテスト鳥根県大会作品集 から)

【資料 1 2】

いじめ等に関する相談機関一覧表

【県等の相談機関】

○外来相談

名 称	設 置 者	電話番号（受付時間）
島根県教育センター	島根県教育委員会	0852-22-5862（月～金9:00～17:00）
島根県教育センター浜田教育センター	島根県教育委員会	0855-23-6784（月～金9:00～17:00）
こころとそだちの相談室	島根大学教育学部	0852-32-1100（月～金10:00～16:00）
しまね臨床心理研究所	島根県臨床心理士会	0852-31-7071
中央児童相談所 出雲 〃 浜田 〃 益田 〃	島 根 県	0852-21-3168 0853-21-0007 0855-28-3560 0856-22-0083
松江地方法務局人権擁護課 出雲支局 浜田支局 益田支局 西郷支局	法 務 局	0852-32-4260 0853-21-0721 0855-22-0959 0856-22-0429 08512-2-0240

○相談電話

名 称	設 置 者	電 話 番 号（受付時間）
いじめ相談テレフォン	島根県教育委員会	0120-874371（月～金9:00～19:00） 0120-779110（土・日・祝10:00～17:00）
子どもと家庭電話相談室	島根県中央児童相談所	0120-258-641 （9:00～21:30祝日、年末年始を除く）
子どもの人権110番	松江地方法務局	0120-007-110（月～金8:30～17:15）
ヤングテレフォンいじめ110番	島根県警察本部	0120-786719（24時間対応）
島根いのちの電話	社会福祉法人 島根いのちの電話	0852-26-7575（月～金9:00～22:00） 土・日／土曜日9:00～日曜日22:00

【資料13】

「いじめアンケート」

○ 参考資料A

(生徒指導支援資料2「いじめを予防する」文部科学省国立教育政策研究所〈平成22年6月〉を参考にして作成)

- ・ 【小学校1・2年生用】
- ・ 【小学校3・4年生用】
- ・ 【小学校5・6年生用】
- ・ 【中学校用】
- ・ 【高等学校用】

○ 参考資料B

(熊本県教育委員会の「いじめアンケート」を参考にして作成)

- ・ 【小学校1・2年生用】
- ・ 【小学校3・4年生用】
- ・ 【小学校5・6年生用】
- ・ 【中学校用】
- ・ 【高等学校用】

【小学校1・2年生用】

「いじめアンケート」

学年（ 年）（ 男 ・ 女 ）

※記名については学校裁量
※補足を入れながら実施

前文 （例） ふだんのみなさんの学校生活や心と体のことについて、・・・・・・
.

問1 あなたの今のきもちについて、次の（1）～（3）のしつもんには、どのようにかんじていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一ばんちかいと思うすうじを1つえらんで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
（1）学校がたのしい	4	3	2	1
（2）みんなでなにかをするのは たのしい	4	3	2	1
（3）べんきょうがよくわかる	4	3	2	1

問2 あなたのさいきんの体やころのようすについて、つぎの（1）～（12）のしつもんには、どのようにかんじていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一ばんちかいと思うすうじを1つえらんで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
（1）なんとなくしんぱいだ	4	3	2	1
（2）いらいらする	4	3	2	1
（3）げんきがでない	4	3	2	1
（4）つかれやすい	4	3	2	1
（5）さびしい	4	3	2	1
（6）おこりっぽい	4	3	2	1
（7）あまりがんばれない	4	3	2	1
（8）あたまがいたい	4	3	2	1

問3 あなたは今の学年になってから、きょうまでに、次の（1）～（12）のことが、どのくらいありましたか。「よくあった」「たまにあった」「あまりなかった」「まったくなかった」の4つの中から一ばんちかいと思うすうじを1つえらんで、○をつけてください。

	「よくあった」	「たまにあった」	「あまりなかった」	「まったくなかった」
（1）べんきょうのことで友だち にばかにされたりした	4	3	2	1

(2) かぞくの人がべんきょうの ことをうるさくいった	4	3	2	1
(3) 先生があいてにしてくれな かった	4	3	2	1
(4) せんせいがひいきした	4	3	2	1
(5) じぶんのしたことで友だち からわる口を言われた	4	3	2	1

問4 あなたのさいきんは、次の(1)～(3)のしつもんにたいして、どのようにかんじていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一ばんちかいと思う数字を1つえらんで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
(1) せいせきがわるいといやだ	4	3	2	1
(2) かおやスタイルがよくない といやだ	4	3	2	1
(3) 人よりもとくいなことがな いといやだ	4	3	2	1

問5 あなたは、次の①～③の周りの人たちから(1)～(3)の行動をされた時、自分のことが大切であると思えますか。「とても思う」「まあまあ思う」「あまり思わない」「ほとんど思わない」の4つの中から、一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「とても思う」	「まあまあ思う」	「あまり思わない」	「ほとんど思わない」
(1) もし、あなたに元気がない とすぐに気づいてはげましてく れる				
①おうちの人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友だち	4	3	2	1
(2) もし、あなたがなやみやふまん を言っても、いやな顔をしな いで聞いてくれる				
①おうちの人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友だち	4	3	2	1
(3) ふだんからあなたの気持ちを よくわかろうとしてしてくれてい る				
①おうちの人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友だち	4	3	2	1

問6 あなたは、あなたの周りの人たちから(1)～(3)の行動をされたとき、自分のことが大切であると思えますか。「とても思う」「まあまあ思う」「あまり思わない」「ほとんど思わない」の4つの中から、一ばんちかいと思う数字を1つえらんで、○をつけてください。

	「とても思う」	「まあまあ思う」	「あまり思わない」	「ほとんど思わない」
(1) わたしのしたことで、ほかの人によるこんでもらえた	4	3	2	1
(2) わたしのしたことで、ほかの人からありがとうといわれた	4	3	2	1

◎みなさんの中には、学校の友だちのだれかから、いじわるをされたり、いやな思いをさせられたりする人がいると思います。

そうしたいじわるやいやなことをだれかからされたり、なんどもされたりすると、された人はとてもくるしい思いをしたり、つらい思いをします。

これからみなさんにしつ問するのは、そうしたいじわるやいやなことを、むりやりされた時のことや、はんたいに友だちにあなたがしたときのことについてです。

問7 いじわるやいやなことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友だちから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1しゅうかんに何度も」「1しゅうかんに1回くらい」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」の5つの中から1ばんちかいと思う数字を1つえらんで、○をつけてください。

	「1週間に 何度も」	「1週間に 1回くらい」	「月に 2～3回」	「今までに 1～2回」	「ぜんぜん なかった」
(1) なかまはずしにされた	5	4	3	2	1
(2) わる口を言われた	5	4	3	2	1
(3) ものをかくされたり、よごされたりした	5	4	3	2	1
(4) ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした	5	4	3	2	1
(5) お金やものをとられたり、こわされたりした	5	4	3	2	1

問8 あなたは、今の学年になってから学校の友だちのだれかに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1しゅうかんに何度も」「1しゅうかんに1回くらい」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」の5つの中から1ばんちかいと思う数字を1つえらんで、○をつけてください。

	「1週間に 何度も」	「1週間に 1回くらい」	「月に 2～3回」	「今までに 1～2回」	「ぜんぜん なかった」
(1) なかまはずしにした	5	4	3	2	1
(2) わる口を言った	5	4	3	2	1
(3) ものをかくしたり、よごしたりした	5	4	3	2	1
(4) ひどくぶつかったり、たたいたり、けったりした	5	4	3	2	1
(5) お金やものをとったり、こわしたりした	5	4	3	2	1

【小学校3・4年生用】

「いじめアンケート」

学年（ 年）（ 男 ・ 女 ）

※記名については学校裁量

前文 （例）日頃の皆さんの学校生活や心と体のことについて、・・・・・・・・

問1 あなたの今の気持ちについて、下の（1）～（3）のしつもんに対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
（1）学校が楽しい	4	3	2	1
（2）みんなで何かをするのは 楽しい	4	3	2	1
（3）勉強がよくわかる	4	3	2	1

問2 あなたのこのごろの体や心の様子について、以下の（1）～（12）のしつもんに対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
（1）体がだるい	4	3	2	1
（2）なんとなく心配だ	4	3	2	1
（3）いらいらする	4	3	2	1
（4）元気がでない	4	3	2	1
（5）つかれやすい	4	3	2	1
（6）さびしい	4	3	2	1
（7）ふきげんで、おこりっぽい	4	3	2	1
（8）あまりがんばれない	4	3	2	1
（9）頭痛がする	4	3	2	1
（10）気持ちがしずんでいる	4	3	2	1
（11）誰かにいかりをぶつきたい	4	3	2	1

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、以下の(1)～(12)のことが、どのくらいありましたか。「よくあった」「たまにあった」「あまりなかった」「まったくなかった」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よくあった」	「たまにあった」	「あまりなかった」	「まったくなかった」
(1) 先生が、よくりゆうを聞かずに おこった	4	3	2	1
(2) 勉強のことで友だちにからかわれたりばかにされたりした	4	3	2	1
(3) 授業中、わからない問題を あてられた	4	3	2	1
(4) 家族の人が勉強のことを うるさく言った	4	3	2	1
(5) 先生が相手にしてくれな かった	4	3	2	1
(6) 顔やスタイルのことで友だち にからかわれたりばかにされた	4	3	2	1
(7) 勉強がよくわからなかった	4	3	2	1
(8) 家族の人が友だちや生活の ことをうるさく言った	4	3	2	1
(9) 先生がひいきをした	4	3	2	1
(10) 自分のしたことで友だちから 悪口を言われた	4	3	2	1
(11) テストの点が思ったより わるかった	4	3	2	1

問4 あなたは、以下の(1)～(3)のしつもんに対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よくあてはまる」	「まああてはまる」	「あまりあてはまらない」	「まったくあてはまらない」
(1) これからの世の中では勉強の成績が悪いとはずかしい	4	3	2	1
(2) これからの世の中では顔やスタイルがよくないとはずかしい	4	3	2	1
(3) これからの世の中では人よりも得意なことがないとはずかしい	4	3	2	1

問5 あなたは、次の①～③の周りの人たちから（１）～（３）の行動をされた時、自分のことが大切であると思えますか。「とても思う」「まあまあ思う」「あまり思わない」「ほとんど思わない」の４つの中から、一番近いと思う数字を１つ選んで、○をつけてください。

「とても思う」 「まあまあ思う」 「あまり思わない」 「ほとんど思わない」

(1) もし、あなたに元気がない
とすぐに気づいてはげましてく
れる

①おうちの人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友だち	4	3	2	1

(2) もし、あなたがなやみやふまん
を言っても、いやな顔をしな
いで聞いてくれる

①おうちの人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友だち	4	3	2	1

(3) ふだんからあなたの気持ちを
よくわかろうとしてしてくれてい
る

①おうちの人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友だち	4	3	2	1

問6 あなたは、あなたの周りの人たちから（１）～（３）の行動をされた時、自分のことが大切であると思えますか。「とても思う」「まあまあ思う」「あまり思わない」「ほとんど思わない」の４つの中から、一番近いと思う数字を１つ選んで、○をつけてください。

「とても思う」 「まあまあ思う」 「あまり思わない」 「ほとんど思わない」

(1) 私のしたことで、他の人に
喜んでもらえた

4	3	2	1
---	---	---	---

(2) 私のしたことで、他の人か
ら感謝をされた

4	3	2	1
---	---	---	---

(3) 私のしたことが、他の人の
役に立った

4	3	2	1
---	---	---	---

◎みなさんの中には、学校の友だちのだれかから、いじわるをされたり、いやな思いをさせられたりする人がいると思います。

そうしたいじわるやいやなことをだれかからされたり、何度もされたりすると、された人はとても苦しい思いをしたり、つらい思いをします。

これからみなさんに質問するのは、そうしたいじわるやいやなことを、無理やりされた時のことや、反対に友だちにあなたがした時のことについてです。

問7 いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友だちのだれかから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」「1週間に1回くらい」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」の5つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「1週間に 何度も」	「1週間に 1回くらい」	「月に 2～3回」	「今までに 1～2回」	「ぜんぜん なかった」
(1) なかまはずしにされたり むしされたり、悪口を 言われたりした	5	4	3	2	1
(2) からかわれたり、 おどし文句、いやなことを 言われたりした	5	4	3	2	1
(3) 軽くぶつかられたり、遊 ぶふりをして、たたかれたり けられたりした	5	4	3	2	1
(4) ひどくぶつかられたり、 たたかれたり、けられたりし た	5	4	3	2	1
(5) お金やものをとられたり、 こわされたりした	5	4	3	2	1
(6) パソコンや携帯電話の掲示 板などに悪口を書かれるなど いやなことをされた	5	4	3	2	1

問8 あなたは、今の学年になってから学校の友だちのだれかに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」「1週間に1回くらい」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」の5つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「1週間に 何度も」	「1週間に 1回くらい」	「月に 2～3回」	「今までに 1～2回」	「ぜんぜん なかった」
(1) なかまはずしにしたり、 むししたり、悪口を 言ったりした	5	4	3	2	1
(2) からかったり、おどし 文句、いやなことを言っ たりした	5	4	3	2	1
(3) 軽くぶつかったり、遊ぶ ふりをしてたたいたり、けっ たりした	5	4	3	2	1
(4) ひどくぶつかったり、たた いたり、けったりした	5	4	3	2	1
(5) お金やものをとったり、 こわしたりした	5	4	3	2	1
(6) パソコンや携帯電話の掲示 板などに悪口を書くなどいや なことをした	5	4	3	2	1

【小学校5・6年生用】

「いじめアンケート」

学年（ 年）（ 男 ・ 女 ）

※記名については学校裁量

前文 （例）日頃の皆さんの学校生活や心と体のことについて、・・・・・・・・

問1 あなたの今の気持ちについて、以下の（1）～（3）の項目に対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
(1) 学校が楽しい	4	3	2	1
(2) みんなで何かをするのは 楽しい	4	3	2	1
(3) 授業がよくわかる	4	3	2	1

問2 あなたの最近の体や心の様子について、以下の（1）～（12）の項目に対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
(1) 体がだるい	4	3	2	1
(2) なんとなく心配だ	4	3	2	1
(3) いらいらする	4	3	2	1
(4) 元気がでない	4	3	2	1
(5) つかれやすい	4	3	2	1
(6) さびしい	4	3	2	1
(7) 不機嫌で、おこりっぽい	4	3	2	1
(8) あまりがんばれない	4	3	2	1
(9) 頭痛がする	4	3	2	1
(10) 気持ちが沈んでいる	4	3	2	1
(11) 誰かに怒りをぶつけたい	4	3	2	1
(12) 勉強が手につかない	4	3	2	1

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、以下の(1)～(12)のことが、どのくらいありましたか。「よくあった」「たまにあった」「あまりなかった」「まったくなかった」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よくあった」	「たまにあった」	「あまりなかった」	「まったくなかった」
(1) 先生が、よく理由を聞かずに怒った	4	3	2	1
(2) 勉強のことで友達にからかわれたりばかにされたりした	4	3	2	1
(3) 授業中、わからない問題をあてられた	4	3	2	1
(4) 家族の人が勉強のことをうるさく言った	4	3	2	1
(5) 先生が相手にしてくれなかった	4	3	2	1
(6) 顔やスタイルのことで友達にからかわれたりばかにされた	4	3	2	1
(7) 授業がよくわからなかった	4	3	2	1
(8) 家族の人が友達や生活のことをうるさく言った	4	3	2	1
(9) 先生がえこひいきした	4	3	2	1
(10) 自分のしたことで友達から悪口を言われた	4	3	2	1
(11) テストの点が思ったよりわるかった	4	3	2	1
(12) 家族の人の期待は大きすぎると思った	4	3	2	1

問4 あなたは、以下の(1)～(3)の項目に対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よくあてはまる」	「まああてはまる」	「あまりあてはまらない」	「まったくあてはまらない」
(1) これからの世の中では勉強の成績が悪いとはずかしい	4	3	2	1
(2) これからの世の中では顔やスタイルがよくないとはずかしい	4	3	2	1
(3) これからの世の中では人よりも得意なことがないとはずかしい	4	3	2	1

問5 あなたは、次の①～③の周りの人たちから(1)～(3)の行動をされた時、自分が大切な存在であると思えますか。「とても思う」「まあまあ思う」「あまり思わない」「ほとんど思わない」の4つの中から、一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「とても思う」	「まあまあ思う」	「あまり思わない」	「ほとんど思わない」
(1) もし、あなたに元気がないとすぐに気づいて励ましてくれる				
①家族の人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友達	4	3	2	1
(2) もし、あなたが悩みや不満を言っても、いやな顔をしないで聞いてくれる				
①家族の人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友達	4	3	2	1
(3) 普段からあなたの気持ちをよくわかろうとしてくれている				
①家族の人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友達	4	3	2	1

問6 あなたは、あなたの周りの人たちから(1)～(3)の行動をされた時、自分が大切な存在であると思えますか。「とても思う」「まあまあ思う」「あまり思わない」「ほとんど思わない」の4つの中から、一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「とても思う」	「まあまあ思う」	「あまり思わない」	「ほとんど思わない」
(1) 私のしたことで、他の人に喜んでもらった	4	3	2	1
(2) 私のしたことで、他の人から感謝をされた	4	3	2	1
(3) 私のしたことが、他の人の役に立った	4	3	2	1

◎皆さんの中には、学校の友達の誰かから、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりする人がいると思います。

そうしたいじわるやいやなことを誰かからされたり、何度もされたりすると、された人はとても苦しい思いをしたり、つらい思いをします。

これから皆さんに質問するのは、そうしたいじわるやイヤなことを、無理やりされた時のことや、反対に友達にあなたがした時のことについてです。

問7 いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」「1週間に1回くらい」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」の5つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「1週間に 何度も」	「1週間に 1回くらい」	「月に 2～3回」	「今までに 1～2回」	「ぜんぜん なかった」
(1) なかまはずしにされたり 無視されたり、陰で悪口を 言われたりした	5	4	3	2	1
(2) からかわれたり、悪口や おどし文句、いやなことを 言われたりした	5	4	3	2	1
(3) 軽くぶつかられたり、遊 ぶふりをして、叩かれたり けられたりした	5	4	3	2	1
(4) ひどくぶつかられたり、 叩かれたり、けられたりし た	5	4	3	2	1
(5) お金やものをとられたり、 壊されたりした	5	4	3	2	1
(6) パソコンや携帯電話の掲 示板等に悪口を書かれるな どいやなことをされた	5	4	3	2	1

問8 あなたは、今の学年になってから学校の友達のだれかに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」「1週間に1回くらい」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」の5つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「1週間に 何度も」	「1週間に 1回くらい」	「月に 2～3回」	「今までに 1～2回」	「ぜんぜん なかった」
(1) なかまはずしにしたり、 無視したり、陰で悪口を 言ったりした	5	4	3	2	1
(2) からかったり、悪口やお どし文句、イヤなことを言 ったりした	5	4	3	2	1
(3) 軽くぶつかったり、遊ぶ ふりをして叩いたり、けっ たりした	5	4	3	2	1
(4) ひどくぶつかったり、叩 いたり、けったりした	5	4	3	2	1
(5) お金やものをとったり、 壊したりした	5	4	3	2	1
(6) パソコンや携帯電話の掲 示板等に悪口を書くなどい やなことをした。	5	4	3	2	1

【中学校用】

「いじめアンケート」

学年（ 年）（性別 男 ・ 女 ）

※記名については学校裁量

前文 （例）日頃の皆さんの学校生活や心と体のことについて、・・・・・・・・

問1 あなたの今の気持ちについて、以下の（1）～（3）の項目に対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
(1) 学校が楽しい	4	3	2	1
(2) みんなで何かをするのは 楽しい	4	3	2	1
(3) 授業がよくわかる	4	3	2	1

問2 あなたの最近の体や心の様子について、以下の（1）～（12）の項目に対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
(1) 体がだるい	4	3	2	1
(2) なんとなく心配だ	4	3	2	1
(3) いらいらする	4	3	2	1
(4) 元気がでない	4	3	2	1
(5) つかれやすい	4	3	2	1
(6) さびしい	4	3	2	1
(7) 不機嫌で、おこりっぽい	4	3	2	1
(8) あまりがんばれない	4	3	2	1
(9) 頭痛がする	4	3	2	1
(10) 気持ちが沈んでいる	4	3	2	1
(11) 誰かに怒りをぶつけたい	4	3	2	1
(12) 勉強が手につかない	4	3	2	1

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、以下の(1)～(12)のことが、どのくらいありましたか。「よくあった」「たまにあった」「あまりなかった」「まったくなかった」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よくあった」	「たまにあった」	「あまりなかった」	「まったくなかった」
(1) 先生が、よく理由を聞かずに怒った	4	3	2	1
(2) 勉強のことで友達にからかわれたりばかにされたりした	4	3	2	1
(3) 授業中、わからない問題をあてられた	4	3	2	1
(4) 家族の人が勉強のことをうるさく言った	4	3	2	1
(5) 先生が相手にしてくれなかった	4	3	2	1
(6) 顔やスタイルのことで友達にからかわれたりばかにされた	4	3	2	1
(7) 授業がよくわからなかった	4	3	2	1
(8) 家族の人が友達や生活のことをうるさく言った	4	3	2	1
(9) 先生がえこひいきした	4	3	2	1
(10) 自分のしたことで友達から悪口を言われた	4	3	2	1
(11) テストの点が思ったよりわるかった	4	3	2	1
(12) 家族の人の期待は大きすぎると思った	4	3	2	1

問4 あなたは、以下の(1)～(3)の項目に対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よくあてはまる」	「まああてはまる」	「あまりあてはまらない」	「まったくあてはまらない」
(1) これからの世の中では勉強の成績が悪いとはずかしい	4	3	2	1
(2) これからの世の中では顔やスタイルがよくないとはずかしい	4	3	2	1
(3) これからの世の中では人よりも得意なことがないとはずかしい	4	3	2	1

問5 あなたは、次の①～③の周りの人たちから（１）～（３）の行動をされた時、自分が大切な存在であると思えますか。「とても思う」「まあまあ思う」「あまり思わない」「ほとんど思わない」の４つの中から、一番近いと思う数字を１つ選んで、○をつけてください。

「とても思う」 「まあまあ思う」 「あまり思わない」 「ほとんど思わない」

(1) もし、あなたに元気がないとすぐに気づいて励ましてくれる

①家族の人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友達	4	3	2	1

(2) もし、あなたが悩みや不満を言っても、いやな顔をしないで聞いてくれる

①家族の人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友達	4	3	2	1

(3) 普段からあなたの気持ちをよくわかろうとしてくれている

①家族の人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友達	4	3	2	1

問6 あなたは、あなたの周りの人たちから（１）～（３）の行動をされた時、自分が大切な存在であると思えますか。「とても思う」「まあまあ思う」「あまり思わない」「ほとんど思わない」の４つの中から、一番近いと思う数字を１つ選んで、○をつけてください。

「とても思う」 「まあまあ思う」 「あまり思わない」 「ほとんど思わない」

(1) 私のしたことで、他の人に喜んでもらえた

4	3	2	1
---	---	---	---

(2) 私のしたことで、他の人から感謝をされた

4	3	2	1
---	---	---	---

(3) 私のしたことが、他の人の役に立った

4	3	2	1
---	---	---	---

◎皆さんの中には、学校の友達の誰かから、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりする人がいると思います。

そうしたいじわるやいやなことを誰かからされたり、何度もされたりすると、された人はとても苦しい思いをしたり、つらい思いをします。

これから皆さんに質問するのは、そうしたいじわるやイヤなことを、無理やりされた時のことや、反対に友達にあなたがした時のことについてです。

問7 いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」「1週間に1回くらい」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」の5つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「1週間に 何度も」	「1週間に 1回くらい」	「月に 2～3回」	「今までに 1～2回」	「ぜんぜん なかった」
(1) なかまはずしにされたり 無視されたり、陰で悪口を 言われたりした	5	4	3	2	1
(2) からかわれたり、悪口や おどし文句、イヤなことを 言われたりした	5	4	3	2	1
(3) 軽くぶつかられたり、遊 ぶふりをして、叩かれたり けられたりした	5	4	3	2	1
(4) ひどくぶつかられたり、 叩かれたり、けられたりし た	5	4	3	2	1
(5) お金やものをとられたり、 壊されたりした	5	4	3	2	1
(6) パソコンや携帯電話の掲 示板等に悪口を書かれるな どいやなことをされた	5	4	3	2	1

問8 あなたは、今の学年になってから学校の友達のだれかに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」「1週間に1回くらい」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」の5つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「1週間に 何度も」	「1週間に 1回くらい」	「月に 2～3回」	「今までに 1～2回」	「ぜんぜん なかった」
(1) なかまはずしにしたり、 無視したり、陰で悪口を 言ったりした	5	4	3	2	1
(2) からかったり、悪口やお どし文句、イヤなことを言 ったりした	5	4	3	2	1
(3) 軽くぶつかったり、遊ぶ ふりをして叩いたり、けっ たりした	5	4	3	2	1
(4) ひどくぶつかったり、叩 いたり、けったりした	5	4	3	2	1
(5) お金やものをとったり、 壊したりした	5	4	3	2	1
(6) パソコンや携帯電話の掲 示板等に悪口を書くなどい やなことをした。	5	4	3	2	1

【高等学校用】

「いじめアンケート」

学年（ 年）（性別： 男 ・ 女 ）

※記名については学校裁量

前文 （例）日頃の皆さんの学校生活や心と体のことについて、.....

問1 あなたの今の気持ちについて、以下の（1）～（3）の項目に対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
(1) 学校が楽しい	4	3	2	1
(2) みんなで何かをするのは 楽しい	4	3	2	1
(3) 授業がよくわかる	4	3	2	1

問2 あなたの最近の体や心の様子について、以下の（1）～（12）の項目に対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よく あてはまる」	「まあ あてはまる」	「あまり あてはまらない」	「まったく あてはまらない」
(1) 体がだるい	4	3	2	1
(2) なんとなく心配だ	4	3	2	1
(3) いらいらする	4	3	2	1
(4) 元気がでない	4	3	2	1
(5) つかれやすい	4	3	2	1
(6) さびしい	4	3	2	1
(7) 不機嫌で、おこりっぽい	4	3	2	1
(8) あまりがんばれない	4	3	2	1
(9) 頭痛がする	4	3	2	1
(10) 気持ちが沈んでいる	4	3	2	1
(11) 誰かに怒りをぶつけたい	4	3	2	1
(12) 勉強が手につかない	4	3	2	1

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、以下の(1)～(12)のことが、どのくらいありましたか。「よくあった」「たまにあった」「あまりなかった」「まったくなかった」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よくあった」	「たまにあった」	「あまりなかった」	「まったくなかった」
(1) 先生が、よくわけを聞かずに怒った	4	3	2	1
(2) 勉強のことで友達にからかわれたりばかにされたりした	4	3	2	1
(3) 授業中、わからない問題をあてられた	4	3	2	1
(4) 家族の人が勉強のことをうるさく言った	4	3	2	1
(5) 先生が相手にしてくれなかった	4	3	2	1
(6) 顔やスタイルのことで友達にからかわれたりばかにされた	4	3	2	1
(7) 授業がよくわからなかった	4	3	2	1
(8) 家族の人が友達や生活のことをうるさく言った	4	3	2	1
(9) 先生がえこひいきした	4	3	2	1
(10) 自分のしたことで友達から悪口を言われた	4	3	2	1
(11) テストの点が思ったよりわるかった	4	3	2	1
(12) 家族の人の期待は大きすぎると思った	4	3	2	1

問4 あなたの最近の体や心の様子について、以下の(1)～(3)の項目に対して、どのように感じていますか。「よくあてはまる」「まああてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の4つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「よくあてはまる」	「まああてはまる」	「あまりあてはまらない」	「まったくあてはまらない」
(1) これからの世の中では勉強の成績が悪いとはずかしい	4	3	2	1
(2) これからの世の中では顔やスタイルがよくないとはずかしい	4	3	2	1
(3) これからの世の中では人よりも得意なことがないとはずかしい	4	3	2	1

問5 あなたは、次の①～③の周りの人たちから（１）～（３）の行動をされた時、自分が大切な存在であると思えますか。「とても思う」「まあまあ思う」「あまり思わない」「ほとんど思わない」の４つの中から、一番近いと思う数字を１つ選んで、○をつけてください。

「とても思う」 「まあまあ思う」 「あまり思わない」 「ほとんど思わない」

(1) もし、あなたに元気がないとすぐに気づいて励ましてくれる

①家族の人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友達	4	3	2	1

(2) もし、あなたが悩みや不満を言っても、イヤな顔をしないで聞いてくれる

①おうちの人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友達	4	3	2	1

(3) 普段からあなたの気持ちをよくわかろうとしてくれている

①おうちの人	4	3	2	1
②学校の先生	4	3	2	1
③友達	4	3	2	1

問6 あなたは、あなたの周りの人たちから（１）～（３）の行動をされた時、自分が大切な存在であると思えますか。「とても思う」「まあまあ思う」「あまり思わない」「ほとんど思わない」の４つの中から、一番近いと思う数字を１つ選んで、○をつけてください。

「とても思う」 「まあまあ思う」 「あまり思わない」 「ほとんど思わない」

(1) 私のしたことで、他の人に喜んでもらえた

4	3	2	1
---	---	---	---

(2) 私のしたことで、他の人から感謝をされた

4	3	2	1
---	---	---	---

(3) 私のしたことが、他の人の役に立った

4	3	2	1
---	---	---	---

◎皆さんの中には、学校の友達の誰かから、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりする人がいると思います。

そうしたいじわるやいやなことを誰かからされたり、何度もされたりすると、された人はとても苦しい思いをしたり、つらい思いをします。

これから皆さんに質問するのは、そうしたいじわるやイヤなことを、無理やりされた時のことや、反対に友達にあなたがした時のことについてです。

問7 いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」「1週間に1回くらい」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」の5つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「1週間に 何度も」	「1週間に 1回くらい」	「月に 2～3回」	「今までに 1～2回」	「ぜんぜん なかった」
(1) なかまはずしにされたり 無視されたり、陰で悪口を 言われたりした	5	4	3	2	1
(2) からかわれたり、悪口や おどし文句、イヤなことを 言われたりした	5	4	3	2	1
(3) 軽くぶつかられたり、遊 ぶふりをして、叩かれたり けられたりした	5	4	3	2	1
(4) ひどくぶつかられたり、 叩かれたり、けられたりし た	5	4	3	2	1
(5) お金やものをとられたり、 壊されたりした	5	4	3	2	1
(6) パソコンや携帯電話で、 イヤなことをされた	5	4	3	2	1

問8 あなたは、今の学年になってから学校の友達のだれかに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」「1週間に1回くらい」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」の5つの中から一番近いと思う数字を1つ選んで、○をつけてください。

	「1週間に 何度も」	「1週間に 1回くらい」	「月に 2～3回」	「今までに 1～2回」	「ぜんぜん なかった」
(1) なかまはずしにしたり、 無視したり、陰で悪口を 言ったりした	5	4	3	2	1
(2) からかったり、悪口やお どし文句、イヤなことを言 ったりした	5	4	3	2	1
(3) 軽くぶつかったり、遊ぶ ふりをして叩いたり、けっ たりした	5	4	3	2	1
(4) ひどくぶつかったり、叩 いたり、けったりした	5	4	3	2	1
(5) お金やものをとったり、 壊したりした	5	4	3	2	1
(6) パソコンや携帯電話で、 イヤなことをした。	5	4	3	2	1

問7 問5で②とこたえた人は、そうだししない理由としてあてはまるものにすべて○をつけてください。

- ① そうだんしてもいじめはなくなるから
- ② もっといじめられそうだから
- ③ じぶんのきもちをわかってもらえないから
- ④ じぶんのよわいところを見せたくないから
- ⑤ お父さん、お母さんなどがしんぱいするから
- ⑥ そのほか ()

問8 問4で②とこたえた人は、いじめられたことをだれかにそうだんしましたか。

- ① そうだんした
- ② そうだんしていない

問9 問8で①とこたえた人は、だれにそうだんしましたか。あてはまるものにすべて○をつけてください。

- ① 先生
- ② スクールカウンセラー
- ③ 友だち
- ④ 家ぞく
- ⑤ きんじょの人
- ⑥ そのほかの人 ()

問10 あなたの学びゅうでは、いじめをなくそうとしていると思いますか。

- ① すごく思う
- ② 少しは思う
- ③あまり思わない
- ④ぜんぜん思わない

問11 あなたは、今、学びゅうや学校にどんなことがしてほしいですか。じゅうに書いてください。

問6 問5で①と回答した人は、誰に相談しましたか。当てはまるものにすべて○をつけてください。

- ①担任の先生
- ②養護教諭（保健室の先生）
- ③担任・養護教諭以外の先生
- ④校長先生や教頭先生
- ⑤スクールカウンセラー
- ⑥友達や先輩
- ⑦家族
- ⑧近所の人
- ⑩その他の人（)

問7 問5で②と回答した人は、相談しない理由として当てはまるものにすべて○をつけてください。

- ①先生に相談してもこじれるだけだから
- ②先生に相談しても自分の気持ちをわかってもらえないから
- ③自分の弱さを見せたくないから
- ④誰かに相談すると親が心配するから
- ⑤相談したら、仕返しが怖いから
- ⑥その他（)

問8 問4で②と回答した人は、いじめられたことをだれかに相談しましたか。

- ①相談した
- ②相談していない

問9 問8で①と回答した人は、誰に相談しましたか。当てはまるものにすべて○をつけてください。

- ①担任の先生
- ②養護教諭（保健室の先生）
- ③担任・養護教諭以外の先生
- ④担任以外の先生
- ⑤校長先生や教頭先生
- ⑥スクールカウンセラー
- ⑦友達や先輩
- ⑧家族
- ⑨近所の人
- ⑩その他の人（)

問10 学校では「いじめ根絶」に向けて十分な取組が行われていると思いますか。

- ①思う
- ②少しは思う
- ③あまり思わない
- ④全然思わない

問11 あなたは、今、学校にどんなことがしてほしいですか。自由に書いてください。

< 参 考 文 献 >

- 「ささえあって いじめの理解と援助」 島根県教育委員会（平成7年3月）
- 「小学校生徒指導の手引」 島根県教育委員会（平成13年3月）
- 「中学校生徒指導の手引」 島根県教育委員会（平成14年3月）
- 「不登校対応の手引き」 島根県教育委員会（平成15年3月）
- 「生徒指導・学級経営上の課題への取組 ～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ～」
島根県教育センター（平成22年3月）
- 「学校危機管理の手引 ～危機管理マニュアル作成のために～」
島根県教育委員会（平成22年11月）
- 「特別支援教育ハンドブック」 島根県教育委員会（平成23年3月）
- 「生徒指導提要」 文部科学省（平成22年3月）
- 『生徒指導支援資料1「いじめを理解する」』 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
（平成21年6月）
- 『生徒指導支援資料2「いじめを予防する」』 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
（平成22年6月）
- 『生徒指導支援資料3「いじめを減らす」』 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
（平成23年6月）
- 「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」
文部科学省初等中等教育局児童生徒課（平成23年3月）
- 『生徒指導資料第1集「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導ーデータに見る生徒指導の課題と展望ー』 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
（平成15年6月）
- 「学習障害児に対する指導について（報告）」 文部省（平成11年7月）
- 「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」 文部科学省（平成15年3月）
- 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）
文部科学省（平成20年11月）
- 「LD・ADHD特別支援教育マニュアル」 森 孝一 明治図書
- 「LD・ADHD・高機能自閉症 就学&学習支援」 森 孝一 明治図書
- 「エンカウンターで学級が変わる・小学校編」 国分康孝 図書文化
- 「ソーシャルスキル教育で子どもが変わる」 国分康孝 図書文化
- 「ピア・サポート・プログラムの実践（小学校編）」
浜田教育センター平成13年度研究紀要
- 「子どものためのアサーション・グループワーク」
園田雅代・中釜葉子（株）日本・精神技術研究所
- 『「いじめ」Q&Aー子どもの人権を守ろう』 法務省人権擁護局内人権実務研究会
- 『学校教育相談の理論・実践事例集「いじめの解明」』 第一法規
- 『平成7年度「いじめ問題」研究報告書ーいじめ問題の方策を求めてー』 東京都
- 「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」 東京都教育研究所（平成10年3月）
- 「いじめ防止法の開発とそのマニュアル化に関する研究」
国際いじめ問題研究会（平成12年3月）

平成24年3月の『いじめの問題対応の手引』の再編集に当たっては、前編編集協力委員委員長の肥後功一氏(島根大学教育学部教授)の指導・助言を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

また、島根県教育委員会においては、次の者が編集・作成に携わりました。

島根県教育センター教育相談スタッフ	五明田 典 子
〃	和 田 美 佐
〃	成 相 和 広
人権同和教育課	井 原 孝 夫
特別支援教育室	藤 原 幹 夫
義務教育課生徒指導推進室	清 井 高 志
〃	上 代 裕 一
〃	吉 岡 正 弘
〃	長 廻 崇
〃	池 田 浩
〃	山 崎 創
〃 (松江教育事務所)	吉 田 卓 矢
〃 (出雲教育事務所)	竹 田 博 司
〃 (浜田教育事務所)	川 田 英 樹
〃 (益田教育事務所)	豊 田 邦 昭
〃 (隠岐教育事務所)	熊 本 直 宏

今回は、「いじめ防止対策推進法」の施行、及び「島根県いじめ防止対策基本方針」の策定を受け、それぞれに示されている内容を加味して、平成24年3月に改訂した手引の一部見直しを行いました。

島根県教育委員会においては、教育庁関係各課の協力のもと、次の者が編集・作成に携わりました。

教育指導課子ども安全支援室	吉 崎 朗
〃	長 田 茂 男(26年度)
〃	錦 織 秀
〃	秋 月 弘 司(26年度)
〃	山 根 登(26年度)
〃	深 田 新
〃	水 津 則 義
〃	三 島 和 人
〃	小 川 宏 幸
〃	野 田 寛 志
〃 (松江教育事務所)	吉 田 卓 矢(26年度)
〃 〃	津 田 昌 彦
〃 (出雲教育事務所)	兒 玉 浩 二
〃 (浜田教育事務所)	伊 津 洋 士(26年度)
〃 〃	大 達 高 弘
〃 (益田教育事務所)	三 口 清 伸
〃 (隠岐教育事務所)	熊 本 直 宏(26年度)
〃 〃	濱 田 耕 一